

消防危第 89 号
令和元年 8 月 1 日

関係省庁 }
関係業界団体 } 宛

消防庁危険物保安室
(公 印 省 略)

平成 30 年中の都市ガス、液化石油ガス及び毒劇物等による事故状況について

都市ガス、液化石油ガス及び毒劇物等による事故（以下「ガス事故等」という。）防止対策につきましては、平素より御尽力を賜り感謝申し上げます。

この度、平成30年中において消防機関が出場したガス事故等の状況を、別添のとおり取りまとめましたので送付いたします。

当庁といたしましても、関係機関との連携を強化し、ガス事故等の防止の推進に努めているところではございますが、貴機関におかれましても本調査結果によるガス事故等の状況を参考に、今後とも防災対策の推進について格段の御配慮をお願いいたします。

(連絡先) 消防庁 危険物保安室
竹本、小島、大西
電 話 03-5253-7524(直通)
F A X 03-5253-7534

別添

平成 30 年中の都市ガス、液化石油ガス及び
毒劇物等による事故に関する統計表

令和元年 8 月
消防庁危険物保安室

・ 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

平成 30 年中の都市ガス及び液化石油ガスによる事故の概要

1 事故の発生状況※

(1) 事故の発生件数

ア ガス事故発生件数

「発生件数は前年に比べ増加」

平成 30 年中に発生した、都市ガス及び液化石油ガスの漏えい事故又は爆発・火災事故のうち消防機関が出場したもの（以下「ガス事故」という。）の件数は、第 1 表のとおりである。

ガス事故の総件数は 862 件（前年 715 件）で前年の事故件数と比べ 147 件（20.6%）の増加となっている。

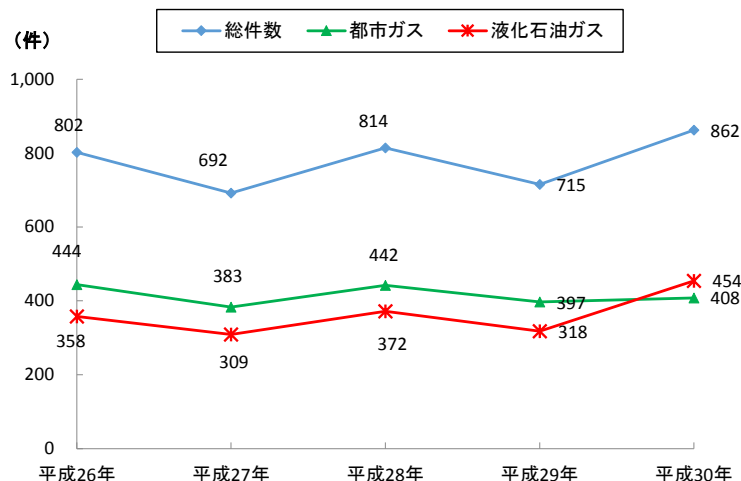
ガスの種類別の事故件数をみると、都市ガスによるものが 408 件（前年 397 件）で、前年に比べ 11 件（2.8%）の増加、液化石油ガスによるものが 454 件（前年 318 件）で、前年に比べ 136 件（42.8%）の増加となっている。

また、ガス事故発生件数の推移は、第 1 図のとおりである。

第 1 表 平成 30 年中のガス事故発生件数

区分	年・増減	平成30年	平成29年	増 減
		(イ)	(ロ)	(イ)-(ロ) (ハ) (%)
件 数		862	715	147 20.6
都市ガス		408	397	11 2.8
液化石油ガス		454	318	136 42.8

注) △はマイナスを表す。



第 1 図 ガス事故発生件数の推移（最近の 5 年間）

※ 増減率・構成比率については、表示単位未満を四捨五入している。以下、ことわりのない限り同じ。

※ 爆発・火災事故：都市ガス又は液化石油ガスが着火物となって生じた爆発・火災事故をいう。

※ 漏えい事故：人的損害を生じ、又はそのまま放置すれば爆発・火災若しくは人的損害を生じるおそれがある都市ガス又は液化石油ガスの漏えいであって、消防機関が出場したものをいう。

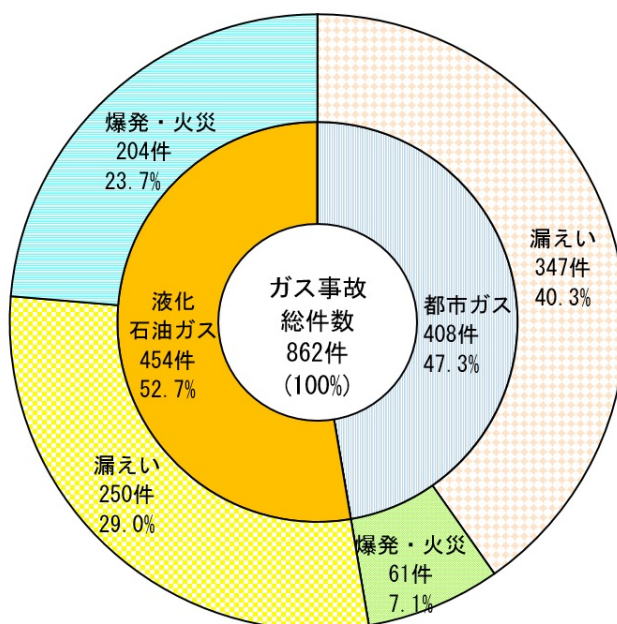
イ 態様別の発生件数

「漏えい事故が約7割を占める」

ガス事故の態様別発生件数は第2図のとおりで、都市ガスによるものが408件(47.3%)、液化石油ガスによるものが454件(52.7%)となっている。また、都市ガスの事故の総件数408件の内訳は漏えい事故が347件(40.3%)、爆発・火災事故が61件(7.1%)となっており、液化石油ガスの事故の総件数454件の内訳は漏えい事故が250件(29.0%)、爆発・火災事故が204件(23.7%)となっている。

態様別の事故発生状況の推移は、第2表のとおりである。ガス事故全体に占める漏えい事故は69.3%で、残りの30.7%が爆発・火災事故となり、漏えい事故の割合が高くなっている。

ガスの種類別ごとにみると、都市ガスでは漏えい事故が約9割を占めるのに対し、液化石油ガスでは漏えい事故が約6割である。



第2図 ガス事故の態様別発生件数(平成30年中)

第2表 態様別の事故発生状況の推移(最近の5年間)

区分 年	都市ガス		液化石油ガス		計	
	漏えい	爆発・火災	漏えい	爆発・火災	漏えい	爆発・火災
平成26年	400	44	195	163	595	207
	90.1	9.9	54.5	45.5	74.2	25.8
平成27年	323	60	166	143	489	203
	84.3	15.7	53.7	46.3	70.7	29.3
平成28年	390	52	212	160	602	212
	88.2	11.8	57.0	43.0	74.0	26.0
平成29年	356	41	150	168	506	209
	89.7	10.3	47.2	52.8	70.8	29.2
平成30年	347	61	250	204	597	265
	85.0	15.0	55.1	44.9	69.3	30.7

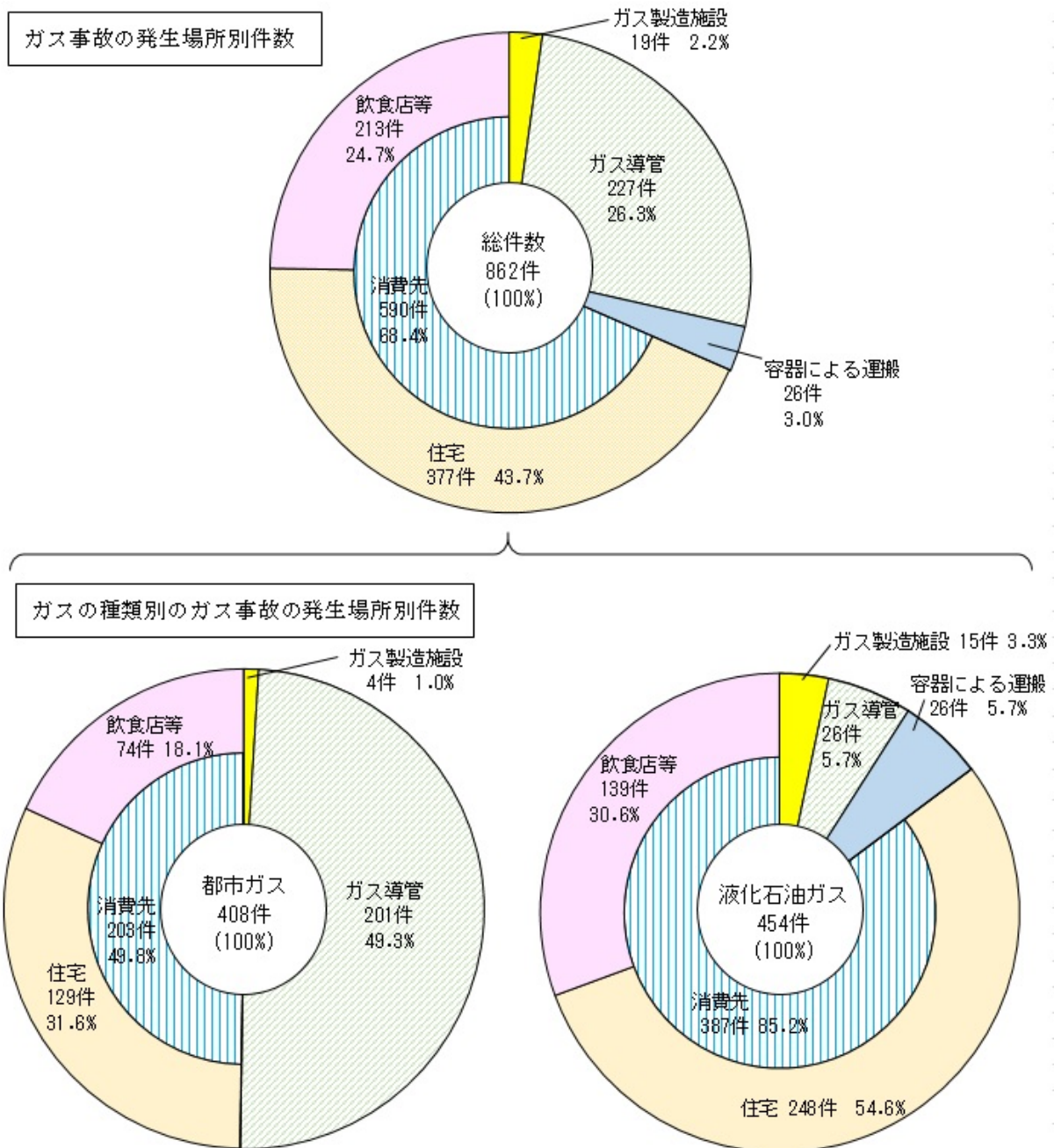
注) 各欄の上段は件数、下段は構成比(%)を示す。

(2) 事故の発生場所別件数

「ガス事故の約7割が消費先で発生」

ガス事故の発生場所別件数は第3図のとおりで、消費先におけるものが590件(68.4%)、ガス導管におけるものが227件(26.3%)、容器による運搬によるものが26件(3.0%)、ガス製造施設によるものが19件(2.2%)の順となっている。消費先における事故590件のうち、377件は住宅において発生している。

ガスの種類別にみると、都市ガスではガス導管におけるものが201件(49.3%)、消費先におけるものが203件(49.8%)、ガス製造施設によるものが4件(1.0%)の順であるのに対し、液化石油ガスでは消費先におけるものが387件(85.2%)、ガス導管におけるものが26件(5.7%)、容器による運搬によるものが26件(5.7%)、ガス製造施設におけるものが15件(3.3%)の順となっている。



第3図 ガス事故の発生場所別件数 (平成30年中)

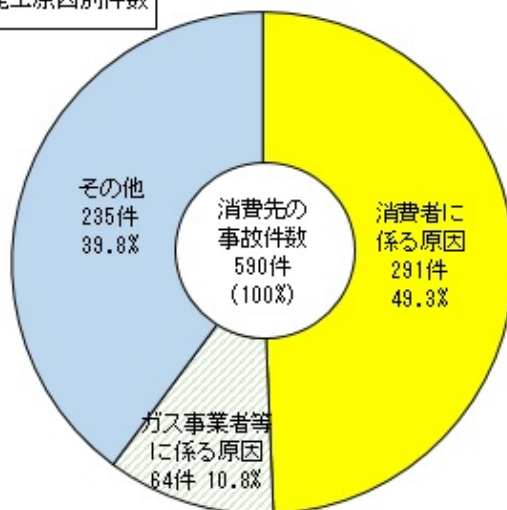
(3) 消費先における事故の発生原因別件数

ア 消費先におけるガス事故の発生原因別件数

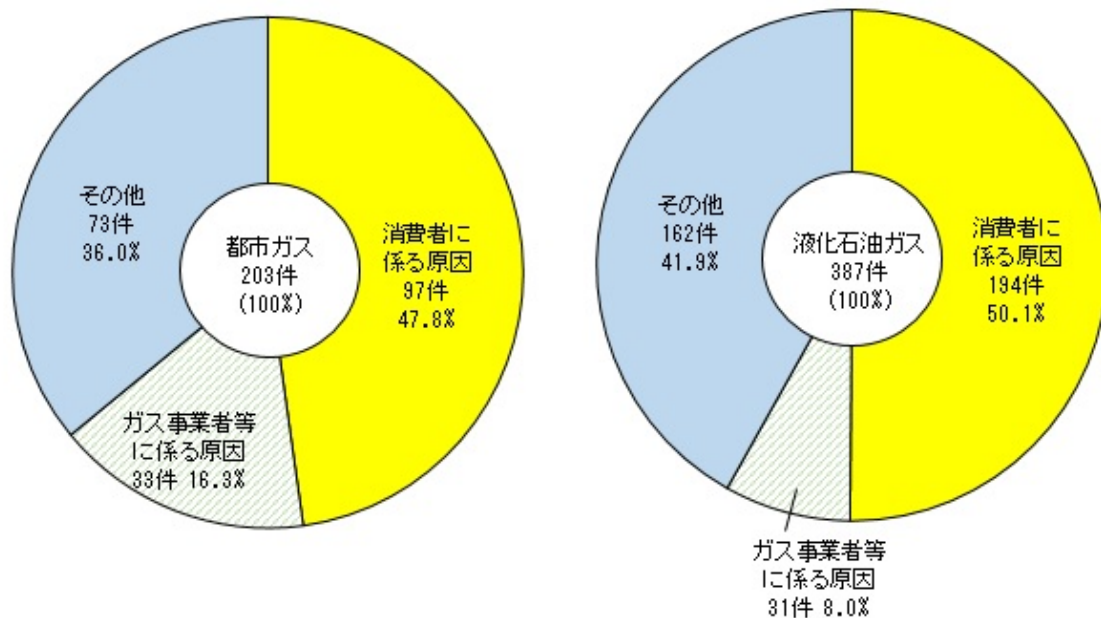
「消費者に係る原因が半数を占める」

消費先におけるガス事故の発生原因別件数は第4図のとおりで、消費者に係る原因が291件(49.3%)と約半数を占めている。ガスの種類別にみると、発生原因が消費者に係るものは、都市ガスでは203件中97件(47.8%)、液化石油ガスでは387件中194件(50.1%)とガスの種類によらず約半数を占めている。

消費先におけるガス事故の発生原因別件数



ガスの種類別の消費先におけるガス事故の発生原因別件数



第4図 消費先におけるガス事故の発生原因別件数（平成30年中）

イ 消費先におけるガス事故発生状況の推移

「消費先の不注意における事故がおよそ半数」

消費先におけるガス事故発生原因別の事故発生状況の推移は、第3表のとおりである。平成30年中の事故件数は590件で、前年と比べると総件数は133件の増加となった。

消費者に係る原因のうち不注意によるものの占める割合は270件（45.8%）とガス事故全体のおよそ半数を占めている。

第3表 消費先におけるガス事故発生原因別の事故発生状況の推移（最近の5年間）

年	原因	消費者に係る原因		ガス事業者・工 事業者に係る原因	その他	計
			不注意によるもの			
平成26年	301 (56.8)	279 (52.6)	74 (14.0)	155 (29.2)	530 (100.0)	
平成27年	266 (55.8)	248 (52.0)	62 (13.0)	149 (31.2)	477 (100.0)	
平成28年	313 (53.9)	282 (48.5)	77 (13.3)	191 (32.9)	581 (100.0)	
平成29年	254 (55.6)	232 (50.8)	56 (12.3)	147 (32.2)	457 (100.0)	
平成30年	291 37 (49.3)	270 38 (45.8)	64 8 (10.8)	235 88 (39.8)	590 133 (100.0)	

注) 1 消費者に係る原因のうち「不注意によるもの」とは、コックの誤操作・火の立ち消え等による生ガスの放出、器具・ホースの取扱い、管理不良によるもので、内数である。

2 各欄の（ ）内の数値は構成比（%）を示す。

3 平成30年の中段の数値は前年からの増減を示す。

4 △はマイナスを表す。

2 ガス事故による死傷者

「前年に比べ、死者・負傷者ともに増加」

平成30年中に発生したガス事故による死傷者数は、第4表のとおりである。

ガス事故による死者は6人（前年2人）で、前年に比べ4人（200%）増加し、負傷者も168人（前年148人）と前年に比べ20人（13.5%）増加となっている。

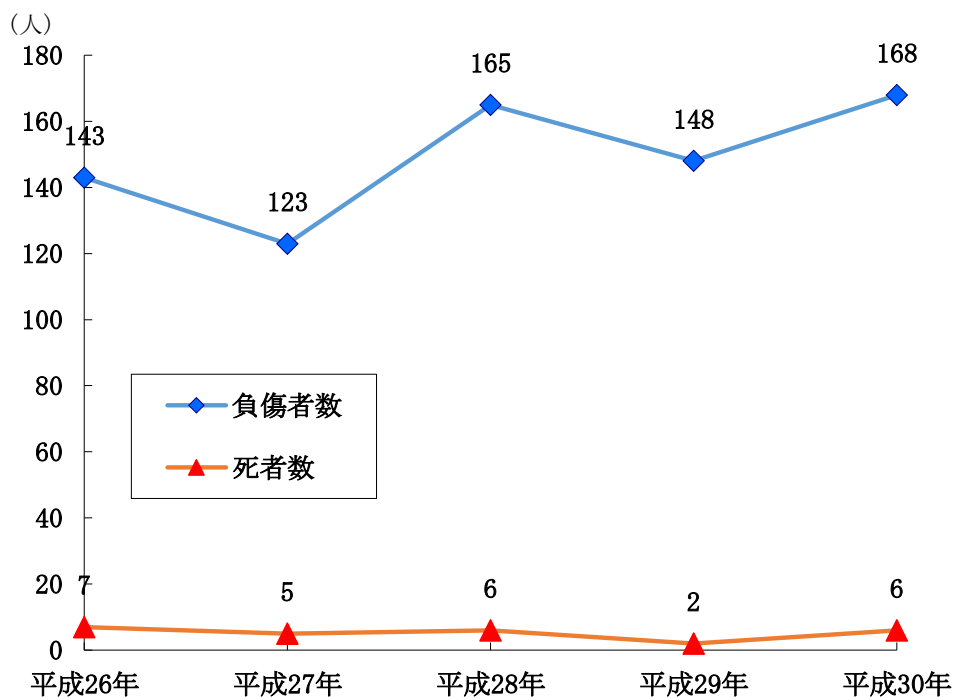
これをガスの種類別にみると、死者は、都市ガスによるものが1人（前年1人）で、前年と同数であり、液化石油ガスによるものが5人（前年1人）で、前年に比べ4人（400%）増加となっている。負傷者は、都市ガスによるものが29人（前年16人）で前年に比べ13人（81.3%）の増加となり、液化石油ガスによるものは139人（前年132人）と、前年に比べ7人（5.3%）の増加となっている。

また、死傷者数の推移は、第5図のとおりである。

第4表 平成30年中のガス事故による死傷者数

区 分		年・増減	平成30年	平成29年	増 減	増 減 率
			(イ)	(ロ)	(イ) - (ロ) (ハ)	(ハ) / (ロ) × 100 (%)
死 者 数	都 市 ガ ス		1	1	0	0
	液 化 石 油 ガ ス		5	1	4	400.0
	計		6	2	4	200.0
負 傷 者 数	都 市 ガ ス		29	16	13	81.3
	液 化 石 油 ガ ス		139	132	7	5.3
	計		168	148	20	13.5

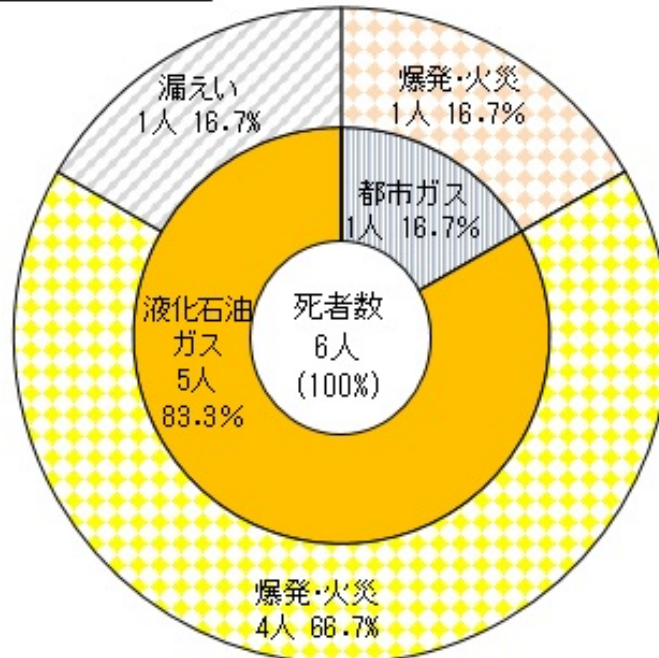
注) △はマイナスを表す。



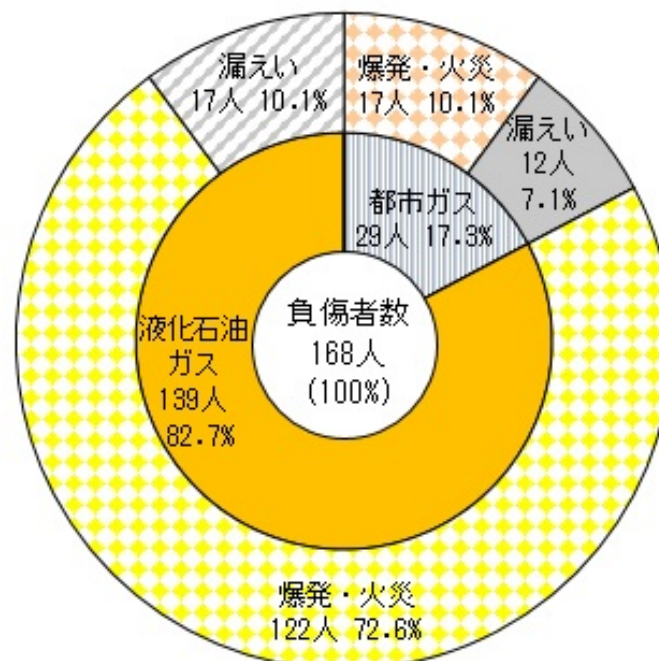
第5図 死傷者数の推移（最近の5年間）

態様別死傷者数は、第6図のとおりである。全死者数6人のうち、爆発・火災事故によるものは5人（83.3%）、漏えい事故によるものは1人（16.7%）となっている。また、全負傷者数168人のうち、爆発・火災事故によるものは139人（82.7%）、漏えい事故による負傷者は29人（17.3%）となっている。

ガス事故による態様別死者数



ガス事故による態様別負傷者数



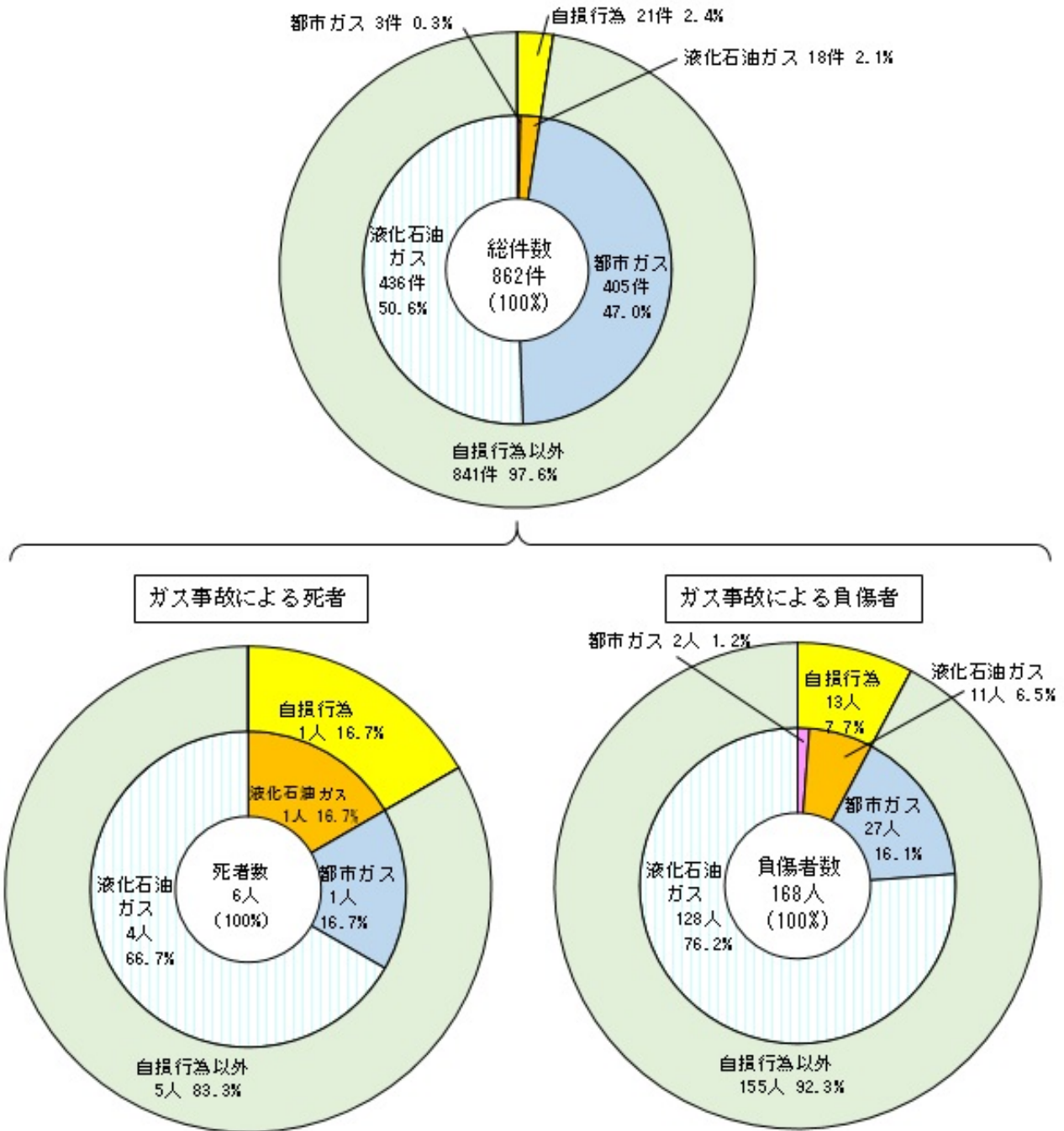
第6図 態様別死傷者数（平成30年中）

3 自損行為によるガス事故

「自損行為による事故は全体の2.4%」

ガス事故のうち、自損行為に起因する事故は第7図のとおりである。自損行為に起因する事故件数は21件でガス事故の総件数（862件）の2.4%を占める。

また、ガス事故による総負傷者数168人のうち、自損行為による負傷者は13人（7.7%）となっており、ガス事故による総死者数6人のうち、自損行為による死者は1人（16.7%）となっている。



第7図 ガス事故のうち自損行為に起因する件数及び死傷者数（平成30年中）

平成 30 年中の毒劇物等による事故の概要

1 毒劇物等による事故の発生状況

(1) 事故の発生件数

「前年に比べ、発生件数は死傷者数ともに増加」

平成 30 年中に発生した毒劇物等(毒物及び劇物取締法第 2 条に規定されている物質並びに一般高圧ガス保安規則第 2 条に定める毒性ガス)による事故で消防機関が出場したもの(自損行為に起因するものを除く。)の件数は、第 5 表のとおりである。

事故件数は 129 件(前年 104 件)で、前年に比べ 25 件(24.0%)の増加となっている。また、死者は 3 人(前年 2 人)で、前年に比べ 1 人(50.0%)増加しており、負傷者は 174 人(前年 97 人)で、前年に比べ 77 人(79.4%)増加している。

第 5 表 平成 30 年中の毒劇物等による事故発生件数

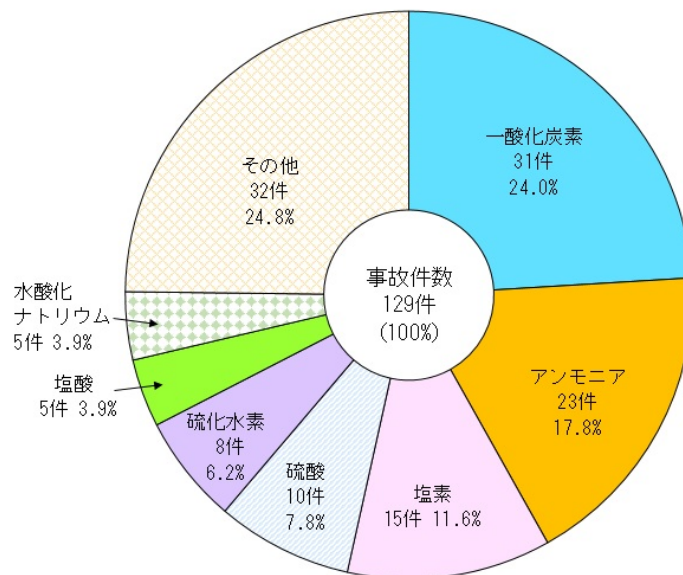
年・増減 区 分	平成30年 (イ)	平成29年 (ロ)	増 減 (イ)-(ロ) (ハ)	増減率 (ハ)/(ロ)×100 (%)
事故件数(件)	129	104	25	24.0
火 災	7	6	1	16.7
漏えい	60	49	11	22.4
その他	62	49	13	26.5
死傷者数(人)	177	99	78	78.8
死 者	3	2	1	50.0
負傷者	174	97	77	79.4

注) △はマイナスを表す。

(2) 毒劇物等による事故の内訳

平成 30 年中の毒劇物等による事故の内訳は、第 8 図のとおりである。

一酸化炭素による事故が 31 件(24.0%)で最も多く、次いでアンモニアによる事故が 23 件(17.8%)、塩素による事故が 15 件(11.6%)の順となっている。



第 8 図 毒劇物等による事故の内訳 (平成 30 年中)

2 圧縮アセチレンガス等消防機関に届出を要する物質に係る火災の状況

(1) 火災の発生件数

「発生件数・死傷者ともに減少」

平成30年中に発生した圧縮アセチレンガス等届出物質（消防法第9条の3に定められる物質）による火災の発生件数は、第6表のとおりである。

火災の発生件数は51件（前年58件）で、前年に比べ7件（12.1%）の減少となっている。また、死者は0人（前年1人）で、前年に比べ1人（100.0%）の減少となり、負傷者は32人（前年32人）で、前年と同数である。

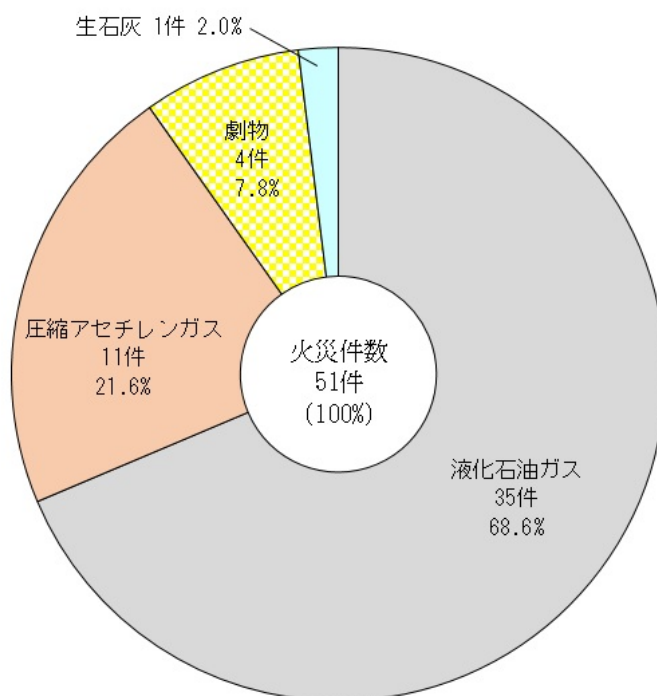
第6表 平成30年中の圧縮アセチレンガス等届出物質による火災の内訳

年・増減	平成30年	平成29年	増減 (イ)-(ロ) (ハ)	増減率 (ハ)/(ロ)×100 (%)
区分	(イ)	(ロ)		(%)
火災件数(件)	51	58	△7	△12.1
死者(人)	0	1	△1	△100.0
負傷者(人)	32	32	0	0.0

注) △はマイナスを表す。

(2) 圧縮アセチレンガス等届出物質による火災の内訳

平成30年中の圧縮アセチレンガス等届出物質による火災の内訳は、第9図のとおりである。液化石油ガスによる火災が35件(68.6%)で最も多く、次いで圧縮アセチレンガスによる火災が11件(21.6%)、危険物の規制に関する政令別表第2に定める劇物に係る火災が4件(7.8%)の順となっている。



第9図 圧縮アセチレンガス等届出物質による火災の内訳（平成30年中）

- 別表 1 ガス事故件数及び死傷者数
- 別表 2 ガス事故発生場所別被害件数
- 別表 3 消費先におけるガス事故発生原因別件数
- 別表 3－2 ガス器具の欠陥による消費先におけるガス事故の概要
- 別表 4 死者の発生した主なガス事故の概要
- 別表 5 消防機関に届出を要する物質（圧縮アセチレンガス等）に係る火災件数
- 別表 6 毒劇物等の事故の概要

別表 1

ガス事故件数及び死傷者数

(平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日)

ガス種別 事故の態様	都 市 ガ ス						液化石油ガス			計		
				簡 易 ガ ス			件 数	死 者	負 傷 者	件 数	死 者	負 傷 者
爆発・火災事故	61 (1)	1	17 (1)	1			204 (11)	4	122 (6)	265 (12)	5	139 (7)
爆発のみに留 まったもの	2						22		20	24		20
漏えい事故	347 (2)		12 (1)	3			250 (7)	1 (1)	17 (5)	597 (9)	1 (1)	29 (6)
計	408 (3)	1	29 (2)	4			454 (18)	5 (1)	139 (11)	862 (21)	6 (1)	168 (13)

注) この表は、ガス事故の件数及び死傷者数について調査したもので、その記載は次による。

1 ガス事故の態様の別は以下による。

(1) 爆発・火災事故：都市ガス又は液化石油ガスが着火物となって生じた爆発・火災事故をいう。なお、爆発のみに留まったものについては該当欄に再掲した。

(2) 漏えい事故：人的損害を生じ、又はそのまま放置すれば爆発・火災若しくは人的損害を生じるおそれがある都市ガス又は液化石油ガスの漏えいであって、消防機関が出場したものをいう。

2 都市ガスとはガス事業法第 3 条及び第 37 条の 2 の許可を受けたガス事業者によって供給されるガスをいい、簡易ガスとはガス事業法第 37 条の 2 の許可を受けたガス事業者によって供給されるガスをいう。

3 死者の欄には、爆発・火災事故は 48 時間以内、漏えい事故は初診時において、それぞれ死亡が確認された者の数を記載した。

4 自損行為に起因する事故については各欄の () 内にその数を再掲した。

別表 2

ガス事故発生場所別被害件数

(平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日)

発生場所 ガス種別	ガス製造施設	ガス導管	容器による運搬	消 費 先								計	
				住宅	共同住宅	旅館	飲食店	学校病院	工場	その他の事業所	小計		
都市ガス	件数	4 (6)	201 (6)		129 (35)	61 (16)	1	47 (11)	4	9 (4)	13 (5)	203 (55)	408 (61)
	死者				1 (1)							1 (1)	1 (1)
	負傷者		4 (3)		14 (6)	6 (4)		9 (6)		1 (1)	1 (1)	25 (14)	29 (17)
液化石油ガス	件数	15 (2)	26 (4)	26 (16)	248 (107)	113 (44)	3 (2)	47 (20)	3 (2)	25 (13)	61 (38)	387 (182)	454 (204)
	死者				4 (3)						1 (1)	5 (4)	5 (4)
	負傷者	4 (2)	4 (2)	2 (2)	75 (66)	27 (26)	3 (3)	21 (20)	2 (2)	11 (8)	17 (17)	129 (116)	139 (122)

注) この表は、ガス事故の発生場所別の被害状況を調査したもので、その記載は別表 1 の注 1～3 によるほか、次による。

- 1 ガス製造施設の欄には、ガス事業者の敷地内にある施設又は液化石油ガスの製造業者若しくは販売業者の敷地内にある施設における事故について記載した。
- 2 ガス導管の欄には、ガス導管又はガス供給管部分で発生した事故のうち、注 4 に該当しないものについて記載した。
- 3 容器による運搬の欄には、液化石油ガスを容器により運搬していた際に発生した事故について記載した。
- 4 消費先の欄には、次の場所において発生した事故について、それぞれ該当する区分の欄に記載した。
 - (1) 都市ガス：建物内のガス導管からガス器具まで。
 - (2) 液化石油ガス：ポンプ等が消費先敷地内に設置されている場合にあつては当該ポンプ等からガス器具まで、それ以外の場合にあつては当該建物内のガス導管からガス器具まで。
- 5 表中の括弧内には、爆発・火災に係る被害について再掲した。

別表 3

消費先におけるガス事故発生原因別件数（全国）

（平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

事故原因の別		ガス種別		液化石油 ガ ス	計
		都市ガス	簡易ガス		
ガス事業者 に係る原因	ガス器具の欠陥によるもの			3 (3)	3 (3)
	工事不良・維持管理不良によるもの	33 (7)	1 (1)	27 (4)	60 (11)
	ガス漏えい発見後の不適切な処理によるもの			1	1
消費者に係る原因	コックの誤操作・火の立ち消え等による生ガスの放出によるもの	39 (9)		39 (20)	78 (29)
	器具・ホースの取扱い、管理不良によるもの	55 (24)		137 (87)	192 (111)
	ガス漏えい発見後の不適切な処理によるもの			8 (6)	8 (6)
	自損行為によるもの	3 (1)		10 (3)	13 (4)
その他	いたづら等故意によるもの	1 (1)		9 (3)	10 (4)
	不明・その他	72 (13)		153 (56)	225 (69)
計		203 (55)	1 (1)	387 (182)	590 (237)

注) この表は、ガス事故のうち消費先（別表 2 の注 4 による。）におけるガス事故の主要原因と考えられるものについて、その件数を調査したもので、記載に当たっては、別表 1 の注 1 及び注 2 によるほか次による。

- 1 原因が重複して考えられるものは、主たるものについてのみ計上した。
- 2 表中各欄の下段には、爆発・火災に係る件数を再掲した。

別表 3 - 2

ガス器具の欠陥による消費先におけるガス事故の概要（全国）

（平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

発生年月日	都道府県	事故の概要及び原因
8月13日	佐賀県	リコール対象品であった調理器具が、ボンベ接続部分との締め付け不良が生じており、火災となったもの。
11月17日	富山県	カセットコンロのボンベ装着部分において、ゴム製品が経年劣化していたことによりガス漏れが生じ、火災となったもの。
11月25日	福岡県	ガス給湯器の不完全燃焼により爆発したもの。

注) この表は、別表 3 の事故原因の別から、ガス器具の欠陥によるものについて記載したものである。

別表 4

死者の発生した主なガス事故の概要（全国）

（平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

発生年月日	場所	態様	ガス種別	死者数	負傷者数	概要・原因
2月13日	愛知県	爆発・火災 漏えい	都市ガス 液化石油ガス	1	1	LPGカセットボンベが破裂し、漏えいしたガスが石油ファンヒーターの火で引火し木造2階建て一般住宅を全焼した。この火災により、死者1名及び負傷者1名が発生した。
2月21日	静岡県	爆発・火災 漏えい	都市ガス 液化石油ガス	1	2	一般住宅から出火し、1棟全焼、隣接する住宅等を2棟半焼、6棟ぼや、車両2台全焼し死者1名、負傷者2名発生した建物火災である。ガスファンヒーターの燃料であるガスが何らかの原因により漏れ、蛍光灯のスイッチを入れたことによりガスに着火したものと推定。
3月13日	愛媛県	爆発・火災 漏えい	都市ガス 液化石油ガス	1		ガスコンロ使用中に、近くでスプレー缶（LPG含有）のガス抜き行為を行ったため、ガスコンロの火がガスに引火したもの。（推定）
10月6日	新潟県	爆発・火災 漏えい	都市ガス 液化石油ガス	1		車両生活者が車内でカセットコンロを使用中、何らかの原因でカセットコンロのガスに引火したもの。
12月25日	熊本県	爆発・火災 漏えい	都市ガス 液化石油ガス	1		鍋をガステーブルにかけ、ガステーブルに火がついた状態で鍋を移動したため、ガステーブルの火が衣類に着火し倒れこみ、倒れこんだ床付近から延焼拡大した一般建物火災。

注) この表は、死者の発生したガス事故（自損行為、いたずら等故意によるものを除く。）について調査したもので、死者数の欄には、爆発・火災事故は 48 時間以内に、漏えい事故は初診時において、それぞれ死亡が確認された者の数を記載した。

別表 5

消防機関に届出を要する物質（圧縮アセチレンガス等）に係る火災件数（全国）
（平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

物質の区分 発生件数等	物質の区分						計
	圧縮アセチレン ガス	無水硫酸	液化石油ガス	生石灰	政令別表第 1 に定める毒物	政令別表第 2 に定める劇物	
件 数	11	0	35	1	0	4	51
死 者	0	0	0	0	0	0	0
消防活動従事者	0	0	0	0	0	0	0
負 傷 者	3	0	20	0	0	9	32
消防活動従事者	0	0	1	0	0	0	1

注) この表は、消防法第 9 条の 3 の規定により、貯蔵又は取扱いに際して、あらかじめ消防長又は消防署長に届け出を要する物質（消防法第 9 条の 3 ただし書きの物質も含む。）に係る火災（爆発のみに留まったものを含む。）について調査したもので、その記載については次による。

- 1 自損行為に起因するものを含む。
- 2 死者の欄には、爆発・火災事故で 48 時間以内に死亡が確認された者の数を記載した。
- 3 死者及び負傷者のうち、消防職員及び消防団員については、消防活動従事者の欄に再掲した。

別表 6

毒劇物等の事故の概要（全国）

（平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

発生日	都道府県	毒劇物等の名称	事故の区分			死者数	負傷者数		事故の原因及び概要
			火災	漏えい	その他		従 消 防 活 動	従 消 防 活 動	
1月2日	東京都	アンモニア		○					ワインセラーからアンモニアが流出したものの。
1月5日	北海道	硫化水素			○				自動火災報知設備が鳴動しているとの通報。硫化水素を検知したものの。発生原因は不明。
1月10日	千葉県	ホスフィン		○					光半導体の結晶成長工程で特殊材料ガスを吸着させる吸引缶が破損し、特殊材料ガス（アルシニングガス、ホスフィンガス）が漏えいしたものの。
1月12日	岡山県	アルミン酸ナトリウム		○			1		アルミン酸ソーダをタンクローリーからタンクへ移送完了後、使用したホースを収納しようとした際に、タンクローリー内に空気が残っていたため、収納作業中にミスト状のアルミン酸ソーダがホースから噴出し、収納作業中の作業員の顔面に付着したものの。
1月16日	北海道	塩素			○		1		アパートの台所で居住者の女性が台所のシンクの清掃の際に、酸性洗剤と塩素系漂白剤を誤って混ぜたため塩素ガスが発生したものの。
1月17日	北海道	一酸化炭素			○		1		呂律が回らず、右腕の反応が悪い状態の従業員を発見したため救急要請したもの。なお、屋外倉庫内の休憩室でポータブルストーブをつけて座っていたが、トイレに行こうとしたところ体に力が入らなくなった。
1月21日	北海道	一酸化炭素			○		1		テント内で練炭を使用しながら、わかさぎ釣りをしていたところ頭痛・四肢の痺れ・寒気を発症し、救急要請され、病院へ搬送したものの。
1月21日	東京都	塩素		○			2		地下タンクから塩素が漏えいしたものの。
1月21日	大阪府	一酸化炭素			○		1		一般住宅内にて囲炉裏の火鉢から一酸化炭素が発生したものの。
1月24日	埼玉県	アンモニア		○					ワインセラーからアンモニアの臭気があったもの。ガス検知器によりリビングに置かれたワインセラー付近から強い反応を確認したため、同ワインセラーの電源を遮断し、換気を実施したものの。
1月27日	北海道	一酸化炭素			○		1		テント内で焼肉コンロに炭を入れて暖を取りながら、わかさぎ釣りをしていたところ、頭痛・めまい・嘔気が続き、救急要請され、病院へ搬送したものの。
1月29日	千葉県	塩酸		○					純水装置の塩酸タンクがオーバーフローしたことにより、塩酸が約1.8kgが排水溝に漏えいしたものの。
1月31日	千葉県	トルエン	○				1		OPC（有機感応体）製造装置内をトルエンで洗浄中、作業員が装置内の残液を確認しようと蓋を開けた際、トルエン移送用の仮設アロンホース及び先端の金属製バルブに蓄積した静電気が製造装置本体との間で放電し、その火花が周囲に滞留していたトルエンの可燃性蒸気と空気との混合ガスに引火したものの。
2月2日	新潟県	モノクロロ酢酸		○			1		化学工場内の非危険物施設で配管を取り外したところ、配管内に残っていたモノクロロ酢酸が作業員1名の左腕及び両膝に飛散し負傷したものの。
2月2日	香川県	弗化水素		○			2		製造所内で危険物を製造中、反応槽に仕込んだ内容物が噴出し、周囲にいた作業員がそれを浴びて負傷した。
2月5日	東京都	アンモニア		○			2		ワインセラーからアンモニアが流出したものの。
2月10日	京都府	一酸化炭素		○			3		準耐火構造 4 階建て延べ954㎡の新築改装中の建物において、内装作業をしていた作業員3名に一酸化炭素中毒の疑いがあり、検知活動の結果、一酸化炭素が検知されたものの。
2月10日	大阪府	硝酸			○				道路横の側溝に硝酸（未開封の物）が放置されていたものの。
2月11日	宮城県	一酸化炭素			○		1		ストーブの不完全燃焼により、一酸化炭素中毒となったものの。

発生日	都道府県	毒劇物等の名称	事故の区分			死者数		負傷者数		事故の原因及び概要
			火災	漏えい	その他	従 消 防 活 動	従 消 防 活 動			
2月11日	東京都	アンモニア		○						ワインセラーからアンモニアが流出したものの。
2月16日	香川県	アンモニア		○						液化アンモニア出荷準備中、配管内室素置換後、バルブ開閉確認不足により液化アンモニアが漏えいしたものの。
3月1日	東京都	メチルエチルケトン			○					誤って側溝にメチルエチルケトンが流出したものの。
3月1日	大阪府	フッ化水素		○				1		フッ化水素酸の入ったタンクをエアにて排出作業中に何らかの原因で噴出し負傷したものの。
3月2日	大阪府	アンモニア		○						食品用冷凍設備の冷媒ガスであるアンモニアガスの配管の一部が経年劣化により腐食し、アンモニアガスが若干量漏えいしたものの。
3月12日	埼玉県	一酸化炭素			○					飲食店内にて、調理用の炭の消火が不十分であったため、一酸化炭素が発生したものの。
3月14日	北海道	一酸化炭素			○			1		飲食店で炭火を使用して調理をしていたところ、換気不足により一酸化炭素が滞留したものの。
3月15日	北海道	一酸化炭素			○			2		工事現場のプレハブ内で、ポータブルストーブ及び発電機を起動させ休憩中、当該内部にいた作業員2名が倒れたものの。
3月15日	北海道	一酸化炭素			○			1		小屋内で、エンジンポンプを使用し、地下に溜まった土砂の排出作業を30分程度実施したところ、エンジンの排気が原因と思われる一酸化炭素中毒疑いで救急要請されたものの。
3月16日	静岡県	塩素		○				1		工場内で点検業者が誤って次亜塩素酸ナトリウムと塩化アンモニウムを混合し、塩素ガスが発生したものの。
3月17日	福島県	硫化水素			○					地質調査のボーリング工事中、採掘用穴から硫黄臭がしたため、消防へ通報。検知器による測定の結果、硫化水素と判明したため工事を中止したものの。
3月18日	山口県	塩素			○			1		停止中のプラントから塩素の液体を抜き取りバケツで搬送中、気化した塩素ガスを吸引したものの。
4月2日	北海道	過酸化水素	○							工場内一室において、床に漏えいした過酸化水素混合物を拭き取った布を放置したところ、布及び布の汚れなどの有機物に反応し、分解熱が発生、その分解熱により自然発火に至ったものの。
4月5日	愛知県	一酸化炭素			○			1		鍋に火をかけたまま就寝したため、気分が悪くなったものの。
4月6日	北海道	一酸化炭素		○				1		密室空間であるガレージ内にて薪ストーブを使用しながら七輪にて焼肉を行い1名が一酸化炭素中毒となったものの。
4月16日	宮城県	塩素			○			1		家人が台所にて食器台を洗浄中に塩素系漂白剤とアルコール系洗剤を混ぜ合わせ使用したところ、発生した臭気により気分が悪くなったものの。
4月16日	栃木県	硫化水素			○			3		温泉水を貯蔵するタンクの内部を清掃していたところ、タンク内に硫化水素が滞留しており、従業員1名が意識を消失した。救出するためにタンク内に侵入した従業員1名も意識消失。さらにタンク入り口で送風していた従業員1名が気分不快を訴えたものの。
4月25日	岡山県	アンモニア		○				1		アンモニア冷凍設備の圧力計交換作業中に、ニードルバルブからアンモニアガス及び混合油が漏えいし、作業員1人が負傷したものの。
4月27日	東京都	フッ化水素			○			1		実験中に、フッ化水素を吸込んだものの。
4月29日	東京都	アンモニア		○						ワインセラーからアンモニアが流出したものの。
5月10日	埼玉県	一酸化炭素			○			2		機械の復旧作業を一酸化炭素を使用し行っていたものの。

発生日	都道府県	毒劇物等の名称	事故の区分			死者数		負傷者数		事故の原因及び概要
			火災	漏えい	その他	従 消 防 活 者 動	従 消 防 活 者 動			
5月13日	千葉県	クロロホルム 四塩化炭素 塩化水素		○						四塩化炭素還元施設の塩酸タンクのノズルネック部が、外面腐食により破断し、クロロホルム、四塩化炭素及び塩化水素の混合ガスが漏えいしたものの。
5月13日	香川県	一酸化炭素			○			1		仮眠中にクルーザーデッキに設置されている発動発電機の排気ガスが船室に流入したため、中毒となったもの。
5月14日	東京都	アンモニア		○						ワインセラーからアンモニアが流出したものの。
5月16日	岡山県	水酸化ナトリウム		○						浄化槽のペーハー調整用の苛性ソーダ26%を送液するポンプの出口側直前に亀裂があり、苛性ソーダが漏えいしたものの。
5月18日	大阪府	一酸化炭素			○			1		燃焼実験中の部屋で発生した一酸化炭素が部屋から漏れ外部の区画にいた者が吸い、負傷したものの。
5月24日	三重県	過酸化水素		○						屋外タンク貯蔵所の温度計配管のピンホールから過酸化水素45%が防油堤内に約700ℓ漏えいしたものの。
5月25日	三重県	一酸化炭素			○			1		船内の密閉された空間で作業中に倒れたもの。
5月26日	兵庫県	過酸化水素		○						廃棄物処理のため、空地に設置しているバクタン内にオキシドールの入ったガラス製容器を投入、さらに他の廃棄物を投入した際、ガラス製容器が割れオキシドールが漏れ出し、付近に異臭が漂ったもの。
5月28日	大阪府	アンモニア		○						マンションの居室において、居住者が帰宅した際にアンモニア臭がしたため通報。キッチンに置いてあったワインセラー内の冷媒ガスであるアンモニアが漏えい。コンセントを抜いたところ漏えいは収まったもの。漏えい原因は不明。
6月1日	大阪府	硫化水素			○			2		理科の実験により発生させた硫化水素を吸い込み生徒2名が気分不良となったもの。
6月2日	埼玉県	塩酸		○						貨物ターミナル駅構内において、コンテナ内の荷物(無水塩酸1個、20kg)30個が荷崩れし、コンテナ内及び構内の路上に無水塩酸約2ℓが漏えいしたものの。
6月6日	栃木県	ホスゲン			○			6		厨房に設置されている冷房設備にフロンガスが使用されており、何らかの原因でタンクからフロンガスが漏れ、ダクトを通り厨房内へ流入した。フロンガスが火気と接触し、化学変化によりホスゲンに物質変化して、それを吸入した従業員が気分不快等を訴えたもの。
6月9日	神奈川県	一酸化炭素			○					無人の飲食店内の窯で炭を焼き放置したため、一酸化炭素が発生したものの。
6月10日	新潟県	水酸化ナトリウム			○			1		鉄工場で使用している苛性ソーダ(水酸化ナトリウム)が地面にこぼれているのに気づかず膝を着いたところ衣服に付着し、しばらくして膝に強い痒みを発症したものの。
6月14日	三重県	塩素			○			1		蒸留塔内で作業中に高さ約1mの高さから低所に転落し一時意識消失したものの(塩素ガス中毒疑い。)
6月21日	北海道	一酸化炭素			○			67		工場内で機械による調理作業中に複数の従業員が倒れたとの通報。一酸化炭素を検知したものの。発生原因は不明。
6月22日	東京都	アンモニア		○						ワインセラーからアンモニアが流出したものの。
6月22日	兵庫県	硝酸			○			1		職場にて実験中に誤って硝酸の液体を浴びたもの。
6月25日	東京都	アンモニア		○						ワインセラーからアンモニアが流出したものの。
7月8日	埼玉県	塩素		○				1		共同住宅の浴室内で、居住者(女性)が洗濯のため、塩素系漂白剤と酸素系漂白剤を混ぜたため、塩素ガスが発生し、居住者が意識消失したものの。
7月10日	千葉県	アンモニア		○						定期修理のため、各機器を停止中であつたが、冷凍機の冷媒であるアンモニアが入っている熱交換機に高温のブラインが流れたことにより、安全弁が作動し、アンモニアがマンホールから流出したものの。

発生日	都道府県	毒劇物等の名称	事故の区分			死者数		負傷者数		事故の原因及び概要
			火災	漏えい	その他	従 事 者	活 動 者	従 事 者	活 動 者	
7月10日	兵庫県	アクリルアミド	○							アクリルアミドの精製過程に排出された廃液のアクリルアミド・メタノール・ジクロロメタン・水の混合液を200ℓドラム缶3本に貯蔵していた。このうち1本が何らかの原因で重合反応を起こし内圧が上昇したことにより爆発したものの。
7月15日	埼玉県	塩素			○					スポーツ施設において、従業員が浴槽の配管清掃のため、高濃度塩素をバケツに入れたところ、バケツにあった次亜塩素ソーダと反応し、塩素ガスが発生したものの。
7月17日	東京都	水酸化ナトリウム			○			1		清掃作業中に、ボールに入っていた水酸化ナトリウムをこぼしたものの。
7月18日	大阪府	塩素			○			2		使用済み溶剤（塩化メチレン）の精製作業中に塩素ガスが発生したものの。
7月24日	北海道	一酸化炭素			○			1		換気不良により厨房のタンドール窯の炭から発生した一酸化炭素が店内に滞留したものの。
7月25日	山口県	水酸化ナトリウム		○				1		ハードディスク製造工場内において、苛性ソーダ循環フィルター交換作業の際、バルブを閉止せずフィルターカバーを取り外した為、苛性ソーダが噴出し、作業員が負傷、床面に150程度流出したものの。
7月27日	神奈川県	硫化水素			○					何らかの原因により道路の側溝に硫化水素が発生したものの。
7月27日	大阪府	塩酸		○						換気ダクトの解体中、誤って配管を破損させたことにより、強い酸性の液体が漏れ出したものの。
8月1日	三重県	塩酸		○						塩酸タンク（容量12m ³ ）の一部が変形、破損し、濃度35%の塩酸が約900ℓ防油堤内に漏れ出したものの。
8月7日	広島県	硫酸		○						濃硫酸貯蔵タンクの払い出しノズルの上部が腐食・開孔し、内部の濃硫酸約300ℓが漏れ出したものの。
8月9日	宮城県	塩素			○			1		二種類の家庭用洗剤を混ぜたことにより、塩素系ガスが発生したものの。
8月9日	和歌山県	アクリルアミド			○					アクリルアミド系（N-MAM）液体の入った廃油タンクを屋外保管していたところ、太陽熱により発生した気化ガスがタンク上部から漏出したものの。
8月11日	北海道	一酸化炭素			○	1				車庫に駐車した車両内で居住者が意識不明との通報。一酸化炭素を検知したものの。
8月11日	東京都	アンモニア		○						ワインセラーからアンモニアが流出したものの。
8月14日	東京都	アンモニア		○						ワインセラーからアンモニアが流出したものの。
8月16日	広島県	臭素		○				2		建物内で臭素受入タンクの臭素充填用配管の取替え作業中に、配管に残っていた臭素が飛散し、従業員2名の身体に液体臭素が付着したものの。
8月17日	愛知県	過酸化水素			○			1		漂白剤を誤飲した。
8月21日	東京都	アンモニア		○						ワインセラーからアンモニアが流出したものの。
8月23日	三重県	硝酸			○			1		硝酸の処分中に化学反応し、化学熱傷を負ったものの。
9月6日	北海道	一酸化炭素			○			2		密閉された半地下車庫内で発電機を使用し、不完全燃焼による一酸化炭素発生事故。
9月7日	北海道	硫化水素			○					硫黄臭がするとの通報。硫化水素及び一酸化炭素を検知したものの。

発生日	都道府県	毒劇物等の名称	事故の区分			死者数	負傷者数		事故の原因及び概要
			火災	漏えい	その他		従 消 防 活 動	従 消 防 活 動	
9月7日	北海道	一酸化炭素			○		2		車庫内で発電機を使用していたところ、換気不足により一酸化炭素が滞留したものの。
9月7日	北海道	一酸化炭素			○		2		外出先から帰宅したところ、自宅内で意識がない妻及び息子を発見したため救急要請。なお、停電のため玄関フード内で発電機を使用していたと夫から聴取した。
9月7日	北海道	一酸化炭素			○		1		北海道胆振東部地震に起因する停電のため、住宅の玄関ホールで発電機を使用、就寝時に発電機を停止せずに玄関戸を閉めたことから排気ガスが室内に充満し、住宅2階で就寝中の1名が一酸化中毒になったもの。
9月7日	北海道	一酸化炭素			○		2		停電のため、自宅玄関の風除室内で発電機を使用していたところ、発電機の排気が原因と思われる一酸化炭素中毒疑いで救急要請されたもの。
9月7日	北海道	一酸化炭素			○	1			停電のため、自宅玄関内で発電機を使用していたところ、発電機の排気が原因と思われる一酸化炭素中毒疑いで救急要請されたもの。
9月7日	宮城県	硫酸		○					硫酸受け入れタンクに亀裂が入り、硫酸が漏えいしたものの。
9月7日	山口県	硝酸		○					工場内のメッキ処理で使用する硝酸が配管の破損により漏れ、付近の金属と反応し、硝酸ガス又は亜硝酸ガスが発生したものの。
9月8日	北海道	一酸化炭素			○	1			室内で使用していた発電機から発生した一酸化炭素によるもの。
9月9日	兵庫県	塩素		○					作業行程中に、想定以上の塩素ガス（塩化水素）が発生、中和しきれなかった塩素ガスを換気扇から屋外へ排出、隣接している建物の従業員が暴露したものの。隣接する建物の従業員約20名が、眼と鼻の痛みを訴えるが、全員救急搬送は辞退したものの。
9月12日	山口県	ベンゼン			○		2		配管耐圧検査中、ベンゼンの配管のあるバルブの離脱時に、バージの窒素ガスが配管内の水分とともに噴出し、作業員2人が負傷したものの。ベンゼンを吸引している可能性があるため、病院搬送を実施した。
9月15日	北海道	一酸化炭素			○				給湯器が異常燃焼したことにより、一酸化炭素を検知したものの。
9月16日	千葉県	硫酸		○					触媒として硫酸を使用している装置の下降配管より腐食開孔し硫酸5ℓが漏えいしたものの。
9月18日	山形県	硝酸			○		2		屋外に設置されている容量10,000ℓの硝酸貯蔵タンクから、産業廃棄物収集運搬車に回収作業中、貯蔵タンク側の接続ホースが外れ作業員2名が硝酸を浴び負傷したものの。漏えいした量については約100ℓ。
9月20日	千葉県	塩酸	○				4		中学校の理科の授業で、塩酸をプラスチック容器内で電気分解させる実験中、実験方法を誤ったため、発生した水素が爆発し、生徒4名に塩酸がかかり負傷した。
9月24日	北海道	塩素			○		1		空になった洗剤の容器に詰替を行おうとしたところ、誤って別の洗剤を入れ混ざってしまい、塩素ガスが発生したものの。
10月3日	長崎県	クロルピクリン		○					現場で、ビニールに覆われた土壌消毒薬クロルピクリン缶の腐食部分から、クロルピクリンが漏えいしていたもの。
10月4日	大阪府	アンモニア		○					電気熱処理炉においてアンモニアを用いた金属の窒化工程を行っている際、電気熱処理炉を2台同時に稼働させたことから、余剰アンモニアを焼却し無害化処理した後に屋外へ排出する装置の能力が一時的に追いつかなくなったため、完全に無害化されていない状態のアンモニアガスが屋外へ排出されたもの。
10月9日	東京都	アンモニア		○					ワインセラーからアンモニアが流出したものの。
10月9日	三重県	水酸化ナトリウム		○			2		タンクについているポンプの分解整備の際、ケーシングを分解したところ、20%苛性ソーダー（NaOH）1.9㎡が漏えいしたものの。なお、作業員2名が被液したが、関係者により病院搬送されている。
10月10日	福岡県	塩素			○		1		トイレで塩素が発生したことにより居住者が気分不良となったもの。現場にてトイレ用洗剤及び漂白剤の容器を確認した。
10月12日	滋賀県	硫酸			○		1		薬品を使用した試験中に硫酸が入った瓶（約50ml）をふたが開いた状態で床に落とし、飛散した硫酸が顔にかかったもの。

発生日	都道府県	毒劇物等の名称	事故の区分			死者数		負傷者数		事故の原因及び概要
			火災	漏えい	その他	従 事 者	活 動	従 事 者	活 動	
10月13日	北海道	一酸化炭素			○			4		テント内で暖を取るため、炭をおこしていたことによるもの。
10月14日	岡山県	硫酸		○				1		排脱再生プラントの定期修理完了後、起動確認のため、配管内に濃硫酸を循環させ、漏えい点検をしていたところサンプリングボックスから何らかの原因で、濃硫酸が漏えいし、付近で作業していた従業員1名が負傷したものの。
10月15日	岡山県	クロロピクリン		○				1		一般住宅において、クロロピクリンが入った瓶を庭へ持ち出している際、誤って落としてしまい、瓶が割れたため漏えいしたものの。
10月22日	福井県	リン化アルミニウム	○							農薬の残遺物を紙袋に集積したことにより、空気中の水分と反応、自然発火し、周辺の紙類に着火したものの。さらに禁水性の当該物質に水バケツによる初期消火を行ったため、大量のリン化水素ガスが発生した。
10月31日	大阪府	アンモニア		○						当該事業所内の液化アンモニアボンベが空になったため、別のボンベ切り換え作業時に、アンモニアが微量に漏えいしたものの。
11月2日	北海道	一酸化炭素			○			1		飲食店で炭火を使用して調理をしていたところ、換気不足により一酸化炭素が滞留したものの。
11月3日	新潟県	塩素		○				1		高圧ガス施設から危険物製造所へ送る塩素ガス配管の気密試験後に圧力計を仮設置していたノズルのバルブを閉め忘れたため塩素ガスが漏えいし、従業員が漏れた塩素ガスを吸引し体調不良を訴えたものの。
11月5日	愛知県	硫酸		○				1		屋外作業所のパイプ内に残存していた濃硫酸が流出したものの。
11月9日	福岡県	硝酸			○			1	3	配管から硝酸20kgが噴出し、従業員男性1名が全身に受傷したものの。
11月12日	千葉県	ヘキサメチレンジイソシアネート	○							反応釜でサンプリング時に発生する端切樹脂に含まれるヘキサメチレンジイソシアネートの失活処理に中和剤を通常より多く加えたため、中和処理熱が高まり、更に廃棄ウエスが投棄されていたため、蓄熱によりウエスから出火したものの。
11月13日	三重県	エチレンオキシドを含有する製剤		○						医療機関にてガス漏れ警報器2機が鳴動。漏えい物はエチレンオキシドガスであり、負傷者はなし。化学防護服（A対応）着装隊が進入し、ボンベ閉鎖後PPVにて換気実施したものの。
11月17日	大阪府	アンモニア		○				2		ホテルに設置の冷蔵庫を宿泊客が開放したところ、強い刺激臭が発生したものの。検知の結果、冷蔵庫から微量のアンモニアが漏えいしているのを確認。宿泊客2名を病院搬送したものの。
11月22日	三重県	アンモニア			○			1		移送作業中に気化した液化アンモニアを吸引したものの。
11月26日	東京都	硫酸		○				1		希硫酸を受入れ作業中、ホース接続部分から流出したものの。
11月30日	京都府	硫化水素		○				1		下水配管内において硫化水素が発生し、側溝から漏えいしたもので、検知活動を実施後、大量放水による希釈により漏洩防止措置を実施したものの。路上で異臭を吸った男性が気分不良を訴え、救急搬送を実施した。
11月30日	大阪府	硫化水素		○						定期巡回を行っていたところ、油の滴下を発見し、周辺を確認したところ、流体の漏えいを確認したとのこと。なお、漏えい量については約200cc。
12月4日	北海道	塩素			○					店舗内のトイレから刺激臭がするとの通報。トイレ内で塩素を検知したものの。
12月5日	高知県	クロロピクリン		○				5		J A倉庫にて、廃棄のため搬送中のクロロピクリンを誤って落下させたことから容器が破損、約10kgが漏えい拡散したもので、処理にあたったJ A職員、通行人らが喉や眼に痛みがあり受診した。
12月14日	岡山県	硫酸	○							廃酸回収系設備の廃硫酸タンク内に作業員の誤操作により高圧のボタンが流入した。その圧力で屋根が放爆し静電気により着火、タンク内及び付近に延焼拡大したものの。
12月15日	愛知県	硫酸		○						配管の破損により、濃硫酸2,000kgが漏れ、川に流出した。
12月17日	愛知県	イソシアネート			○			1		29歳男性がイソシアネートに暴露し、呼吸困難を訴えたものの。

発生日	都道府県	毒劇物等の名称	事故の区分			死者数	負傷者数		事故の原因及び概要
			火災	漏えい	その他		従 消 防 活 動	従 消 防 活 動	
12月17日	京都府	アンモニア		○					耐火構造地上3階地下1階建て延べ2,850㎡の地下1階機械室に設置されている冷暖房設備の冷媒（アンモニア約3kg）が、配管の損傷により漏えいしたものの。
12月19日	北海道	一酸化炭素			○				車庫内で車両のエンジンをかけていたことから、一酸化炭素が滞留したもの。
12月19日	東京都	アンモニア		○					ワインセラーからアンモニアが流出したもの。
12月26日	愛知県	硫酸			○		1		作業中誤って濃硫酸を顔面に被ったもの。
12月30日	千葉県	アセトニトリル		○					施設のシャットダウンに伴い、配管温度が外気温まで低下し、配管収縮が発生したが、配管サポートが障害となり収縮を緩和できず、フランジが開口し、アセトニトリルが漏えいしたものの。

注) この表は、毒物及び劇物取締法第2条に規定されている物質、一般高圧ガス保安規則第2条に定める毒性ガスに係る事故（自損行為によるものを除く。）で、消防機関が出場したものについて調査したもので、その記載については次による。

- 1 事故の区分欄には、該当する区分欄に○印を付した。なお、火災には爆発のみに留まったものも含まれる。
- 2 死者数の欄には、爆発・火災事故は48時間以内に、漏えい事故は初診時において、それぞれ死亡が確認された者の数を記載した。
- 3 死者及び負傷者のうち、消防職員及び消防団員については、消防活動従事者の欄に再掲した。